

消費者庁が行う消費者教育の推進について

【消費者教育の体系的・総合的推進】

- ・小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、関係省庁・学識経験者・消費者団体・教育関係者等が連携して、体系的に進める体制の確立
- ・消費者庁と文部科学省との密接な連携、教育委員会と地方消費者行政担当部局との連携促進

消費者教育推進会議の開催

- ・社会教育における指針の共有、普及
- ・関係省庁の消費者教育についての知見の共有
- ・関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化

消費者教育
ポータルサ
イトの拡充

消費者教育効
果の測定手法・
先進的教育手
法の検討

大学及び社
会教育にお
ける教育指
針の作成

【学校における消費者教育の推進・支援】

- ・関係省庁等とともに、学校における消費者教育に対する支援(副読本や教材などの作成、教育・啓発事業、教員セミナーの開催等)を、文部科学省等の協力を得ながら実施

副教材の作成

- ・新学習指導要領の内容を反映した副教材の作成

【地域における消費者教育の推進・支援】

- ・関係省庁等とともに、地域における消費者教育に対する支援(消費者教育用教材などの作成、出前講座、講師派遣等)を実施
- ・多様な主体の参画・連携による消費者教育の推進方策検討

消費者教育連携推進事業

- ・教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画連携による消費者教育のための連携の場の創設、連携の際の役割分担や取組手法についての検討